

令和5年度（第4回）  
社会教育委員会議 議事資料

# 目 次

○社会教育委員名簿	…… P. 1
○教育指導部部課長一覧表	…… P. 2
○加古川市社会教育委員会議運営規程	…… P. 3
○社会教育及び社会教育委員について	…… P. 4
○社会教育委員の役割について	…… P. 7
○社会教育委員活動計画について	…… P. 9
○文化財の保存と活用及び市登録文化財制度について	…… P. 10
○近畿地区社会教育研究大会〔滋賀大会〕開催要項	…… P. 13
○東播磨・北播磨地区社会教育・公民館研究大会 開催要項	…… P. 16
○令和5年度 社会教育委員協議会予定表（11月以降）	…… P. 17

# 社会教育委員名簿

令和5年10月1日現在

区分	氏名	備考	役職
学校教育 関係者	大山 貴史	中学校長会 (浜の宮中学校長)	
	日置 達則	小学校長会 (若宮小学校長)	
	坂田 重隆	町内会連合会 (副会長)	
	岡本 正幸	社会福祉協議会 (常務理事)	
	後藤 強	社会教育推進員 (代表)	
社会教育 関係者	黒田 洋子	連合婦人会 (理事)	
	川上 俊策	人権擁護委員協議会	
	菅原 弘之	NPO法人加古川総合スポーツクラブ (副理事長兼事務局長)	
	久保田 米雄	加古川商工会議所(理事・事務局長)	
	兼子 圓昌	P T A連合会 (会長)	
家庭教育 関係者	徳田 敬子	子育て支援団体「マンモスキッズママ」	
	小倉 毅	兵庫大学生涯福祉学部社会福祉学科	
	山尾 昌弘	まちこんひおか代表	
	高橋 裕之	前加古川公民館長	
	学識 経験者		

任期：令和5年10月1日～令和7年9月30日

## 教育指導部 部課長等一覧表

(令和5年4月1日現在)

役職名	氏名
部長	桐山 朋宏
次長	杉本 達之
参事 (公民館統括担当) (放課後児童支援担当)	福島 啓晃
参事 (学校教育担当)	松尾 光隆
参事 (青少年育成担当)	今津 幸央
参事(部活動地域移行調整担当) 市民協働部参事(部活動地域移行調整担当)	井上 義之
参事(教職員研修担当) (教育研究所長事務取扱)	衣笠 めぐみ
社会教育課長	梅野 明美
学校教育課長	真鍋 裕美
青少年育成課長 (要保護児童支援担当課長)	藤尾 昌也
文化財調査研究センター所長	河村 孝弘
少年自然の家所長	石坂 典明
中央区図書館長	田村 浩三

役職名	氏名
加古川公民館長	松尾 達弥
加古川西公民館長	久保田 智英
東加古川公民館長	井部 浩司
両荘公民館長	青山 真二
志方公民館長	有原 かおり
加古川北公民館長	小原 孝彦
野口公民館長	吉田 幸浩
氷丘公民館長	福本 将宏
平岡公民館長	中田 光彦
陵南公民館長	大西 秀樹
別府公民館長	前田 博之
尾上公民館長	木村 浩一

## 加古川市社会教育委員会議運営規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、加古川市社会教育委員会議（以下「委員会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 委員会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は委員の互選による。

3 委員長は委員会議を総括し、委員長に事故あるときは副委員長がその職務を代行する。

### (定例委員会議)

第3条 定例委員会議は社会教育委員全員で構成し、年6回以内で委員長が開催する。

2 定例委員会議は、社会教育施策に関する系統的かつ総合的な協議を行う。

### (担当施設)

第4条 委員は、それぞれ社会教育施設を担当し、担当する社会教育施設について以下の役割を担うものとする。

(1) 社会教育施設の管理運営状況の把握

(2) 利用者等の意見、要望の把握

(3) 運営の改善等についての意見具申

### (特別部会の設置)

第5条 特別部会は、教育委員会又は教育長の諮問がある場合において、必要に応じ委員長が開催する。

2 特別部会委員は、委員長が指名する。

3 特別部会に、部会長及び副部会長を置く。

4 特別部会の部会長及び副部会長は、指名委員の互選による。

5 部会長は部会を総括し、部会長に事故あるときは副部会長がその職務を代行する。

### (補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

### 附 則

この規程は、平成13年4月1日から適用する。

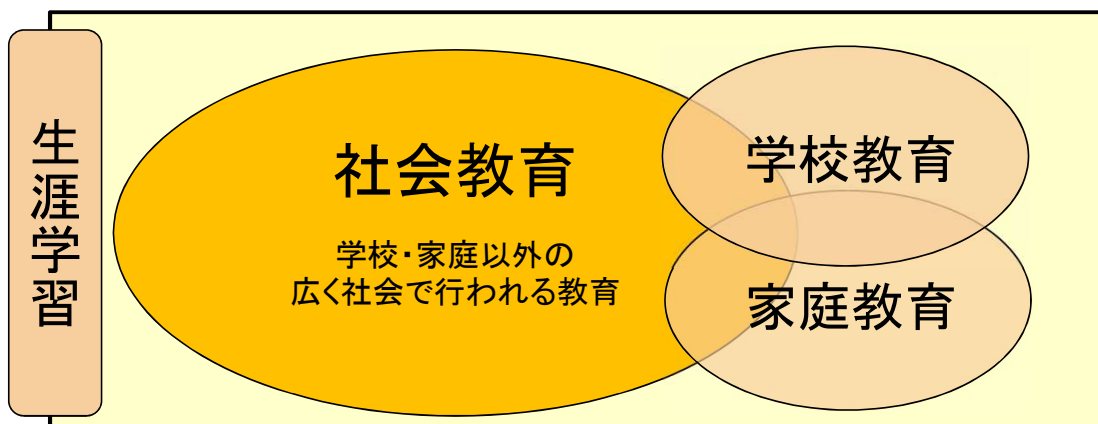
(平成13年3月23日加古川市社会教育委員会議決定)

### 附 則

この規程は、平成28年4月1日から適用する。

(平成27年12月18日加古川市社会教育委員会議決定)

## ①社会教育とは



## ②社会教育の振興

多様化し複雑化する課題と  
社会の変化への対応の要請

人口減少

高齢化

グローバル化

貧困

つながりの希薄化

社会的孤立

地方財政の悪化

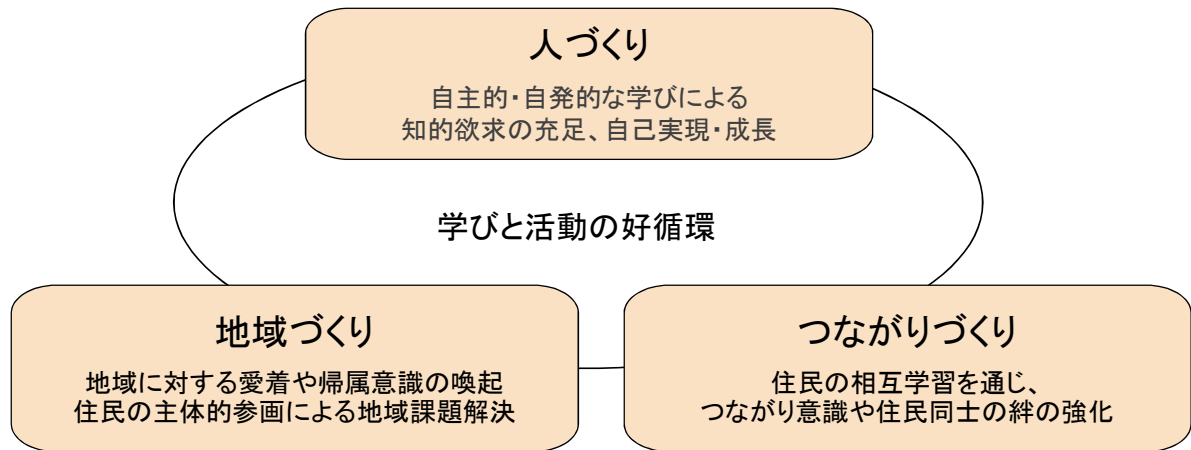
SDGsに向けた取組

人生100年時代の到来

Society5.0実現の提唱

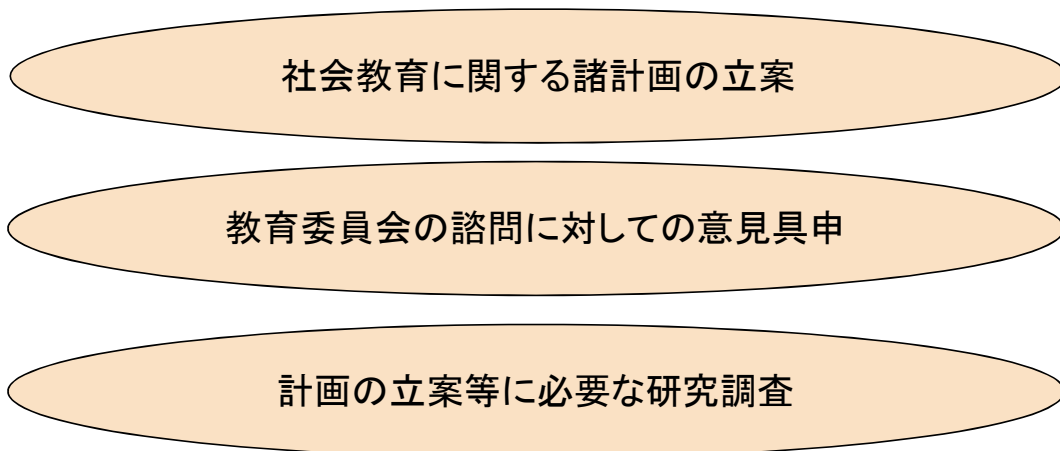
人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）（平成30年12月21日）より

### ③社会教育の役割



人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）（平成30年12月21日）より

### ④社会教育委員の職務



社会教育法第17条より

## ⑤社会教育委員に期待されること

「学ぶ」  
会議、研修会への参加

「伝える」  
行政、地域への意見、周知

「つなぐ」  
「架け橋」となる、横のつながりを広げる

## ⑥社会教育委員同士のつながり

全国社会教育委員連合

近畿地区社会教育委員連絡協議会

兵庫県社会教育委員協議会

東播磨・北播磨地区社会教育委員協議会



# 社会教育委員の役割について

## (1) 社会教育委員とは

社会教育法では、社会教育委員について、次のように規定されています。

(社会教育委員の構成)

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

(社会教育委員の職務)

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

◎社会教育委員は、地域の社会教育施設（公民館や図書館など）や社会教育活動を見て、市民の意見に耳を傾け、それらを行政や施策の運営に反映させるパイプの役割、教育委員会の諮問に応じて多様な専門性を有する委員の意見を集約して答申や提言という形で意見を述べるなど、社会教育行政の推進に大きな役割を果たしています。

## (2) 社会教育とは

教育基本法、社会教育法では、社会教育について次のように定義されています。

【教育基本法】

(社会教育)

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

【社会教育法】

(社会教育の定義)

第2条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。

## (3) 生涯学習とは

教育基本法では、生涯学習について次のように定義されています。

(生涯学習の理念)

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

#### (4) 社会教育行政とは

社会教育法では、国及び地方公共団体が行う社会教育行政については、次のように定められています。

##### (国及び地方公共団体の任務)

第3条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

また、市町村の教育委員会が行う事務については、次のように定められています。

##### (市町村教育委員会の事務)

第5条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

一 社会教育に必要な援助を行うこと。

二 社会教育委員の委嘱に関すること。

三 公民館の設置及び管理に関すること。

四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。

五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。

六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。

七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。

八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。

九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。

十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。

十一 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。

十二 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。

十三 主として学齢児童及び学齢生徒(それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。)に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。

十七 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。

十八 情報の交換及び調査研究に関すること。

十九 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務

## 令和5年度社会教育委員活動計画について

### 1 内 容

昨年度は、公民館の利用促進に向けた取組について協議を行い、取組を進めるうえでの視点を整理したことに加え、文化財の活用等について協議を行った。

令和5年度は、昨年度整理した公民館の利用促進に向けた取組を進めるうえでの視点を踏まえ、公民館が持つ学習機会の提供を行う機能を充実させる取組として、公民館の主催事業のさらなる充実について協議を行うとともに、地域コミュニティの維持や多様な地域課題の解決に貢献するといった視点から、社会教育施設の多様な利活用について現在の取組を確認しながら、今後の可能性について協議を行う。

さらに、昨年度に活用等について協議を行った文化財については、昨年度の協議において示された市登録文化財制度の創設に関して協議を行うほか、生涯学習分野において重要な位置を占める読書活動について、推進方策について協議を行う。

### 2 スケジュール

回	時期	内 容
第1回	4月	・ 令和5年度社会教育委員活動計画（案）について ・ 各課事業の推進について （各課より令和5年度の予算や事業について説明）
第2回	6月	・ 社会教育施設の運営について （社会教育施設の利用状況や事業について説明） ・ 公民館の主催講座の更なる充実について
第3回	8月	・ 社会教育施設の多様な利活用の可能性について
第4回	10月	・ 社会教育委員の役割について ・ 市登録文化財制度について
第5回	12月	・ 読書活動の推進について
第6回	2月	・ 読書活動の推進について ・ 令和6年度社会教育委員活動計画について

## 文化財の保存と活用及び市登録文化財制度について

昨年度、第6回の本委員会では、「文化財の保存と活用及び今後の方策について」をご説明いたしましたが、その後約半年が経過した現在の状況について中間報告いたします。

また、新たな制度の創設として、市登録文化財制度の創設を掲げておりましたが、現在までの進捗状況についても、併せて報告いたします。

### （1）文化財について学習できる取組

#### ①総合文化センター博物館との連携強化

- ・ミニ企画展の開催（7/12～10/31）

ひょうごプレミアム芸術デー参加事業として、「新発見!!神納塚古墳」を加古川総合文化センターと協力して開催しました。

- ・博物館学芸員実習（8/29、9/8）

加古川総合文化センター主催の実習に協力しました。

#### ②収蔵庫に保管中の出土物の活用

- ・収蔵庫見学会（6/2）

兵庫大学現代ビジネス学部「地域と文化財」受講学生からの依頼を受け、博物館展示室及び収蔵庫の見学会を実施しました。

- ・博物館裏側たんけんたい（8/11）

加古川総合文化センター主催のバックヤード見学会に協力しました。

#### ③現地見学会等の開催

- ・日岡山古墳群：歴史教室（5/10 学校厚生会）
- ・西条古墳群（行者塚古墳）：地域の古墳探検歴史学習（6/14 神野小6年）
- ・西条廃寺跡：ボランティア清掃（9/7 いなみ野学園）

#### ④地域歴史講座等への講師派遣

- ・西公ふるさとセミナー（9/30、10/28、1/13 加古川西公民館）
- ・地域学講座（10/6、20、11/10 野口公民館）
- ・大学院講座（10/10 いなみ野学園）
- ・ゆるーい歴史講座（10/18、11/1 両荘公民館）
- ・播淡地区公平委員会研修会（11/15 市民会館）
- ・兵庫県埋蔵文化財調査成果連絡会（12/1 県立考古博物館）

#### ⑤図書館との連携

- ・中央図書館と連携した催し等の企画（お話し会等）

→今年度は未実施、昨年度「こわいおはなし会」（8/14）をウェルネスパーク図書館と共催

## ⑥本岡家住宅の活用促進

- ・一般公開：5月 387 人、6月 308 人、7月 185 人、8月 4 人、9月 110 人  
（「少年自然の家」無料公開での見学者数を含む）
- ・特別公開：5/5 こどもの日、11/24～30（27 除く）秋の特別公開
- ・東播工業高校による三次元測量の実習を受入れ（5/8～6/12）  
→測量成果をVR視聴できるよう準備中（実習生）、ホームページでの公開を予定
- ・トライやるウィーク（6/5、8 平岡中学校）  
施設見学、作業体験
- ・校外学習（11/1 浜の宮小3年）

※「少年自然の家」の敷地に移築してから25年が経過する。これまで小規模な修繕は行ってきたが、大規模修繕が必要なところも出てきた。特に茅葺の屋根に至っては、劣化が進み、建物全体に影響を及ぼしかねない。

→令和10年度を目標に、屋根の全面葺き替えを行うため、修理業者、兵庫県等との調整を進めています。

## ⑦その他

- ・文化財講座の開催  
10月21日（土）、11月4日（土）、11月23日（祝）  
加古川市民会館大会議室で開催予定
- ・文化財ニュースの発行  
令和4年度末作成、市内公共施設・市外関係部署へ配布済  
市内小学校（4年生以上）中学校（全生徒）へ配布済
- ・文化財解説シートの発行  
鶴林寺の銅鐘、尾上神社の銅鐘、報恩寺の石造五輪塔、報恩寺の正和五年五輪塔

## **（2）新たな制度の創設**

### ①市登録文化財制度の創設

- ・文化財保護法の改正により、地方公共団体による文化財の登録制度等が新設されました。このことより、今年度末の市条例改正を目標に、市登録文化財制度の創設と具体的な登録候補の選定を進めているところです。（条例改正の概要については【別冊資料1】を参照）
- ・お地蔵さん、道標などの石造品、お堂や名勝などの中で、指定文化財には至らないものの、地域で昔から大切にされている文化財について、登録文化財として登録できるようにすることにより、わがまち自慢やまちおこしなどの起爆剤として活用する。
- ・登録候補物件 【別冊資料2】
  - 「石のたらい」（加古川町美乃利）
  - 「こけ地蔵」（東神吉町天下原）
  - 「胴切れの地蔵」（加古川町平野）
  - 「七騎塚碑」（米田町船頭）
  - 「太閤岩」（志方町横大路）

「二塚古墳」(神野町神野)

「升田山 15 号墳」(東神吉町升田)

## ②補助金交付制度の整備

- ・ 現行の各種規程(条例、規則、補助金交付要綱等)の整備を行い、指定文化財の修理や保存管理への活用を図る。  
→ 国や県指定の文化財についても、市指定文化財の場合と同様の準用規定を設けた条例改正案を協議中です。

## (3)文化財保存活用地域計画の策定

### ・ 日岡山公園地区

日岡山公園については、近く再整備が予定されており、県内でも有数の日岡山古墳群が現存しているため、市指定文化財への指定などを含めた検討を行う。

→ 前方後円墳(南大塚古墳、西大塚古墳)について、市史跡への指定が可能か、指定範囲を含めて、公園管理者と現在協議中です。

### ・ 鶴林寺地区

国宝 2 件を含む重要文化財 21 件もの多数が現存し、播磨地方有数の古寺である。令和 4.5 年度で鐘楼及び護摩堂の修理が行われており、貴重な建造物、仏像及び絵画の保存と活用を図る必要がある。

→ 鐘楼の修理は完了。護摩堂の修理についても、年内に修理が完了する予定です。

### ・ 西条古墳群地区

国史跡の尼塚古墳、行者塚古墳、人塚古墳、県史跡の西条廃寺跡が現存しており、周知を含めた活用を検討する必要がある。

→ 今年度末、行者塚古墳の報告書(墳丘・造り出し編)を刊行する予定です。

来年度、報告書刊行記念事業の実施を検討しています。

### ・ 平荘湖古墳群地区

平荘湖南側の市杵島神社の境内に安置されている「稚児窟石棺蓋」を市指定有形文化財へ指定しました。

### ・ その他

権現総合公園整備事業において、一部が「奥新田遺跡」に該当しており、公園整備事業の一部として、奥新田西古墳を整備中です。

以 上

# 令和5年度 近畿地区社会教育研究大会〔滋賀大会〕

令和5年度 滋賀県社会教育研究大会

## 開催要項

- 1 趣 旨 近畿各府県社会教育委員をはじめ、社会教育関係者・社会教育に関心のある方が一堂に会し、各地域における社会教育活動の実践や研究の成果について交流を深め、今後の社会教育活動の一層の振興を図るとともに、時代への変化と社会のニーズに応じたこれからの社会教育のあり方について研究協議を行う。
- 2 研究主題 **地域への愛着と誇りを育てる社会教育**
- 3 開催日 令和5年9月8日（金）
- 4 主催 一般社団法人全国社会教育委員連合 近畿地区社会教育委員連絡協議会  
滋賀県社会教育委員連絡協議会 滋賀県教育委員会
- 5 主管 近畿地区社会教育研究大会〔滋賀大会〕実行委員会
- 6 後援 京都府教育委員会 大阪府教育委員会 兵庫県教育委員会  
和歌山県教育委員会 奈良県教育委員会 草津市教育委員会
- 7 会場 立命館大学びわこ・くさつキャンパス（草津市野路東1-1-1）  
〈全体会場〉プリズムホール  
〈分科会場〉カラーニングハウスⅠ
- 8 参加対象 近畿各府県市町村社会教育委員・社会教育関係者、公民館関係者等
- 9 参加費 2,000円（資料代）
- 10 大会日程

10:00	10:45	11:15	12:15	12:25	13:30	15:30
開 受 場 付	開 会 行 事	記 念 講 演	閉 会 行 事	休 憩 ・ 移 動		分 科 会

10:00 開場・受付開始（プリズムホール）

.....■ 全 体 会 ■.....

10:45 開会行事

- ◇開 会 宣 言 滋賀県社会教育委員連絡協議会副会長
- ◇主催者あいさつ 近畿地区社会教育委員連絡協議会会長  
滋賀県教育委員会教育長
- ◇祝 辞 滋賀県知事

11:15 記念講演

講師 上田 洋平 氏

滋賀県立大学地域共生センター講師  
米原市・高島市社会教育委員

演題「ここで ともに ぶじに 生きる」

12:15 閉会行事

- ◇次期開催府県あいさつ 京都府社会教育委員連絡協議会会長
- ◇閉会宣言 滋賀県社会教育委員連絡協議会副会長

12:25 【休憩・移動】

..... ■ 分科会 ■ .....

13:30 分科会（以下のとおり：カラーニングハウスⅠ）

15:30 終了予定

\*参加証等は、8月に大会事務局から各府県教育委員会を經由して各市町村教育委員会へ送付します。

### 11 分科会（カラーニングハウスⅠ）

第1分科会	テーマ	地域と学校の連携・協働を推進する ～大学の専門性を学びに生かす～
学校・家庭・ 地域の協働 (京都府)	報告の 要旨	各小中学校で活発に行われている地域学校協働活動におけるボランティア活動、市民が主体となって企画・開催する講座、また、市と大学が結んでいる協定に基づき、講師派遣による市民学習の支援や学生と教員の研究機会提供等の取組について報告し、今後の連携・協働について考える。
	討議の ポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校・家庭・地域の連携をすすめるために、大学などの学校との関わりを広げていくためにはどうすればよいか。</li> <li>・「学ぶ」「教える」という循環をどのように創り出していけばよいか。</li> </ul>
第2分科会	テーマ	和歌山市における大学生と地域が連携した地域づくり —空き家活用による居場所づくりと商店街活性化の取組み
地域づくり (和歌山県)	報告の 要旨	2019年に開学した和歌山信愛大学は、地域のリーダーとなれる教育者・保育者を養成するために地域連携科目を充実させた。今回は、大学の授業の一環にて、地域住民や市民団体と連携しながら大学周辺の商店街活性化や空き家を利用して子ども食堂等の居場所づくりを進めた3年間の実践を取り上げて報告する。
	討議の ポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学や学校が地域コミュニティの中で果たすべき役割とは何か。</li> <li>・空き家の増加や商店街のシャッター街化など中小都市で生じている課題をどのように解決できるか。</li> <li>・地域の多様な人々・団体が連携・協働して地域共生社会を創るために求められることは何か。</li> </ul>
第3分科会	テーマ	青少年教育のいま、そして未来の社会教育とは ～兵庫県内の取り組みから～
青少年教育 (兵庫県)	報告の 要旨	青少年育成団体の職員から見た、歴史ある青少年団体の衰退や青少年施設の閉鎖など青少年教育を取り巻く現状や課題および県内におけるユースワークの実践（青少年の居場所づくり）について報告するとともに、これからの時代の変化に対応する社会教育の在り方を展望する。
	討議の ポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いまの若者に対して社会教育は何ができるのか。</li> <li>・青少年教育の担い手をどう育成するのか。</li> </ul>



第4分科会	テーマ	学び合いから広がる地域のネットワーク ～大人同士の関係作りからアプローチする家庭教育支援～
家庭教育支援 (大阪府)	報告の 要 旨	受容共感・褒める・励ますことを大切にし、大人同士が共に学び合い、共に成長するネットワーク作りを行う、親まなび会「ホッとスマイル」の活動を報告する。常に学びを深め、仲間同士が育み合い成長し続ける支援者の姿を通して、次世代へのモデルとなる家庭教育支援について展望する。
	討議の ポイント	・行政や他団体との繋がり、連携・支援のかたち作りの重要性を考える。 ・支援の質やコミュニケーション能力を高める上で、個々の支援者が日頃から心掛け、子どもの健やかな成長を促すため保護者と共有すべきことは何か。
第5分科会	テーマ	～愛着と誇りの地域（自治会）へ～ 子どもたちの言動が地域（自治会）を変えた！
人権教育 (奈良県)	報告の 要 旨	Aさん（小学生）の言動が周りの子どもたちを変え、その変容が住民の意識変革の“起爆剤”になった。その結果、日常生活を人権の視点から見直そうとする機運が高まり二つのボランティアグループが生まれた。 この誕生過程と活動に社会教育委員として、どのように関わっていったのか報告する。
	討議の ポイント	・社会教育委員は地域（生活基盤）でどのような位置に立つのか。 ・地域の構成員である子どもたちの思いや願いをまちづくりにどのように反映し、参画させるのか。その際に果たす社会教育委員の役割とは…。

\*この研究大会につきまして「サマー・エコスタイル」を実施しますので、ノー上着、ノーネクタイについての御理解・御協力くださいますようお願いいたします。

\*この研究大会では、全体会について、手話通訳者による情報保障を行います。

## 12 会場案内等



《公共交通機関でお越しください》

- 立命館大学びわこ・くさつキャンパス  
・JR南草津駅で下車、東口へ移動し、近江鉄道バス「立命館大学行き」または立命館大学経由「松ヶ丘五丁目」行き、「県立長寿社会福祉センター」行きに乘車、約20分（運賃230円）
- 南草津駅と会場間のアクセスについては、  
「近江鉄道バスロケーションシステム」  
ホームページでご確認ください。



《会場内は、許可された車両以外の進入は禁止》

- 会場周辺の民間商業施設駐車場や路上等には絶対に駐車しないでください。  
駐車される場合は、南草津駅周辺等の有料駐車場をご利用ください。

# 令和5年度

## 東播磨・北播磨地区社会教育・公民館研究大会 開催要項

- 1 趣 旨 社会教育法の改正や、各市町社会教育施設の運営への指定管理者制度の導入など、変動する社会情勢の中で社会教育の中心的役割を担う社会教育委員と公民館職員らが共に任務の重要性を認識し、研修を深め、地域の生涯学習の振興に資するため、この大会を開催する。
- 2 研究テーマ 「公民館活動の活性化と社会教育委員の任務」
- 3 日 時 令和5年10月19日(木) 13:30～15:00(受付13:00～)
- 4 主 催 東播磨・北播磨地区社会教育委員協議会  
東播磨・北播磨地区公民館連絡協議会
- 5 後 援 兵庫県教育委員会播磨東教育事務所  
西脇市教育委員会
- 6 会 場 西脇市市民交流施設 オリナスホール  
(西脇市下戸田 128-1 0795-24-3010)
- 7 参加者 東播磨・北播磨各市町社会教育委員・同公民館職員及び社会教育関係者  
約80名
- 8 日 程

13:00～	13:30～	13:45～	13:55～	14:55	15:00
受 付	開 会 行 事	開 催 地 紹 介	講 演		閉 会 行 事

- ・開会行事 13:30～13:45  
開会のことば 公民館連絡協議会 副会長 井部 浩司  
挨拶 社会教育委員協議会 代表 松尾 弥生  
祝辞 兵庫県教育委員会播磨東教育事務所  
所長 杉谷 康志 様  
西脇市教育長 笹倉 邦好 様
- ・開催地紹介 13:45～13:55
- ・講演 13:55～14:55  
演題 「地域における生涯学習の必要性和今後にむけて」  
講師 兵庫教育大学大学院学校教育研究科人間発達教育専攻  
教育コミュニケーションコース  
教授 大関 達也(おおぜき たつや) 氏
- ・閉会行事 14:55～15:00  
閉会のことば 公民館連絡協議会 副会長 岸本 孝司

令和5年度 社会教育委員協議会予定表（11月以降）

種別	行事名	月日	場所	内容	備考
兵庫県 社会教育委員協議会	兵庫県社会教育研究大会	11月29日(水)	兵庫県民会館(神戸市)		